

兵高教組

2022年10月21日

調査情報 17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

再任用者の配置校についての「新たなルール」の運用6年目

基本的には現任校。他校への配置は限定的。

来年度の再任用についての希望調査票の校長への提出が、11月2日(水)とされています。

再任用制度の発足当初、高教組は「原則現任校」勤務として県教委と合意しました。その後2016年度に県教委から、「全職員に占める再任用者の割合が増えて、学校運営上課題が生じているところもある」という理由で、配置校についての新たなルールについての協議の申し出がありました。交渉を重ねた結果、校長や県教委による恣意的な運用がされないよう確認をした上で、「新たなルール」が策定され、2018年度新規の再任用者から適用されています。

「新たなルール」の概要は、

- ・「その学校で再任用者が多く、学校運営上の課題が生じている場合」に限り、本人が希望していなくとも他校への配置を検討できる。(そうでない場合は、本人が現任校を希望していれば現任校に配置)
- ・その場合でも校長は該当者に丁寧に「学校運営上の課題」を説明しなければならない。

というものです。ところが、「県教委がすることだからわからない」とか、無条件に他校へ配置できるかのような誤ったことを言う校長がいまだにいます。真に受けると、他校への配置を強いられたり、再任用を希望しているのに「他校になるなら再任用をやめよう」というようなことにもなりかねません。雇用と年金の確実な接続のための再任用制度が、本人の希望に添って運用されるように高教組はとりくみます。

「新たなルール」については、県教委の再任用希望調査についての通知文にあるので、通知文に添って、県教委との間で確認していることを解説します。

1 運用方法 [(1)は省略]
 (2)短時間勤務(週23時間15分)は、介護、健康等の事情のある者に適用する。
 (3)特別支援学校教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員への再任用は、フルタイム勤務(週38時間45分)とする。

2 平成30年度新規再任用者からの新たな任用ルール
 (1)60歳定年退職後の新たな再任用及び次年度以降の更新の際は、学校運営上の課題を踏まえ、そのうえで本人の希望校種・地区、適性を考慮し、配置校を決定することとする。
 (2)このルールは、平成29年度末退職者(平成30年度新規再任用者)から適用する。

3 留意点
 (1)再任用希望者には、調査票の提出とともに、希望校種、希望地域、希望時間を基本に校長面談を実施し、希望などを確認する。
 •希望は、「校種」「地域」及び「時間」であり、「配置校」ではない。ただし、再任用者がヒアリング等において配置希望校を述べることは妨げない。
 •調査票の備考欄に記載がある場合は、その内容についても確認し、配置に際しての参考とする。
 •現任校以外への配置を検討している場合は、その理由となる現任校における再任用者数等の学校運営上の課題を、校長から本人に説明する。

(2)上記(1)に基づき、現任校以外に配置しようとする場合には、学校における職員全体の年齢構成、当該教科における年齢構成や再任用者数、再任用希望者の適性、希望校種、地区等を考慮し、配置について本人に事前に働きかける。
 •再任用を希望する者が、通勤時間等の事情により、提示する配置校で勤務することができない事態にならないよう、十分配慮する。

県教委との間で確認できていること

(これは「新たなルール」とは関係ありませんが)
 診断書等は不要。「個別の事情は、本人から校長もしくは県教委への申し出とする」とこととされ、介護、健康に限定せず、本人の申し出に従って週5日でも週3日でも可能ということで、県教委との間で了解ができています。

(これも「新たなルール」とは関係ありませんが)
 高教組は、希望する教職員すべてに、短時間勤務を含めた希望の任用形態での再任用を保障することを求めていました。県人事委員会も「給与等に関する報告」において、「希望どおりの勤務形態で採用されていない。職員の希望にも配慮した勤務形態による任用や配置等に取り組む必要がある」と述べています。

面談(校長)、新規再任用希望者の面接(県教委)では、「配置希望校」をはっきりと伝えましょう。

調査票の備考欄には「現任校を希望する」など、はっきり書きましょう。

「現任校における再任用者数等」とありますが、「現任校における再任用者数」が主です。「等」は副次的なもので、当該教科における再任用者数がとんでもなく多い場合などに限られます。

「上記(1)に基づき」とは、「学校全体の再任用者数が多くなること」「そのことによって学校運営上の課題が生じていること」が他校配置を検討できる大前提だということです。(2)に挙げられたものを第一の理由として他校配置を検討できるわけではありません。

他校への配置を検討できる場合でも、種々の状況に十分に配慮して、事前に本人に働きかけることとされています。

希望する全ての人が短時間勤務を使えるよう、私たちは県教委と交渉を続けます。